

須坂市農業委員会 令和8年3月総会 議事録

- 1 招集 令和8年3月27日(金) 午後3時
- 2 開会 令和8年3月27日(金) 午後3時13分
- 3 閉会 令和8年3月27日(金) 午後4時04分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原博	〃		
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 竹前 清孝委員

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画策定の要請について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻を過ぎましたが、ただいまより須坂市農業委員会3月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、委員全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 農作業のお忙しい中、前段、農振協議会と併せご参集いただきありがとうございます。

今年度最後の総会になりますが議事進行がスムーズにいきますようよろしくお願いいたします。3議案の慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、11番 勝山修一委員、12番 目黒孔一委員をご指名申し上げます。

議長 はじめに、議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数11件を議題といたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで補足説明ありますか。

議長 ないようでありますので、質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで質疑意見はありますか。

委員 No.10について、売買価格についてどうなのか。また急激に農地拡大を図っている。労力2人で耕作していけるのか？

事務局 市街化区域であり、現在の耕作地に隣接しており、どうしても購入したいとの気持ちがあった。急激な農地の拡大になっているが、ぶどう栽培を頑張っている。現状で、耕作をしているので、今後こまめに状態を確認したい。

議長他に何かありますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第36号の11件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。

よって、議案第36号の11件については許可と決定と決しました。

議長 次に、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員 No.1について、既存敷地面積の1/2以内であるが、次も1/2以内の申請であれば申請できるのか。

事務局 申請の理由によるところ。相当の理由がないと申請できないものとなる。

委員 了解した。

議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第37号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第38号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数29件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。
委員 No.4、No.7 のように農地全体の面積について一部のみの賃借になった理由は何か。
事務局 とともに一部は農地所有者が熱心に耕作している。しかし規模縮小を理由に部分的な賃借
となっている。

議長 他に何かありますか。
委員 No.29 について、新たな借人の営農計画と前の借人の営農計画はどのようになっている、
2 人の関係は。農地の場所はいつも管理が不十分である。
事務局 No.29 の借人と前の借人は里親と里子の関係である。もとの借人はりんごぶどう等 5 ha
ほどの栽培をしている。新たな借人の農地の適正管理に注意していく。

議長 他に何かありますか。
議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。
農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、
どれが認められないのか、その理由を述べてください。
異議はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 38 号の 28 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願
います。

議長 挙手全員であります。
議長 よって、議案第 38 号の 28 件については「異議なし」と決定しました。
議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第 31 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件
及び、報告第 32 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 2
件について事務局の説明をお願いします。
事務局 （議案書に基づき朗読、説明。）
議長 この件でご質問はございませんか。
議長 ないようですので、次に報告第 33 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第
11 項の規定による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」報告件数 2 件につい
て説明願います。
事務局 （議案書に基づき朗読、説明）
議長 何かご質問はありますか。
議長 ないようですので、以上で報告を終わります・

議長 他に何かありますか。
委員 農地法、基盤強化促進法、中間管理事業でもなんでも、借手の権利が強く特に新規就農
者が借りた場合、耕作しない農地が荒れていて問題となっている。合意解約以外の手段
が取れないのか。農地法 3 条もそうだが、契約時に強制的に解約する等の特約をしたほ
うがいいのか。事務局としても確認してほしい。

事務局 合意解約が基本。どんな方法があるのか、関係機関とも相談したい。
議長 早急に検討してください。
議長 他になにかありますか。
議長 ないようですので、これをもちまして、3 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 3 月 27 日

議 長

署名委員

署名委員